



佐賀県公報

平成19年
4月11日
(水曜日)
第 12890号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 道路の区域の変更
- 青少年に有害な図書等の指定
- 都市計画事業変更の認可

"

公告

○第三十六期佐賀県労働委員会委員の推薦手続

" "

○選挙管理委員会の招集

公安局委員會事項

○告示

◎佐賀県告示第一二百二号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年四月十一日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-1	ふたりエッチ THE CHOICE 妄想がとまらない！編	株白泉社	67503-99	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-2	ふたりエッチ THE CHOICE オフィスLOVE編	株白泉社	67504-02	
"	19-3	Lady's Comic Special AYA 5月号	宙出版	09671-05	
"	19-4	月刊劇漫スペシャル 5月号	株竹書房	13545-5	
"	19-5	華漫 COMIC 快楽天 Vol.17 Yha! Hip&Lip! 5月号増刊	株ワニマガジン社	08878-5 ①-2007-5/22	
"	19-6	海賊 NO.1 [カイゾクナンバーワン] 5月号	株竹書房	02461-5	
"	19-7	コミック まるるまん 本当にあったHな話 5月号	株ぶんか社	13701-5	
"	19-8	週刊大衆増刊 4月24日号	株双葉社	20439-4/24 ①-5/22	
"	19-9	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.113 5月号	KKベストセラーズ	04039-05	
"	19-10	That's DAN 2007 Vol.92 5月号	株バウハウス	04117-05	
"	19-11	DVD マグナム Vol.3 コミック乱ツインズ 5月号増刊	株リイド社	03884-05 ①-5/17	
"	19-12	MAZi! 【マジ!】 Vol.38 5月号	ミリオン出版(株)	18275-5	
"	19-13	これが本当！人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 5月号増刊	株バウハウス	18764-05 ①2007年5月20日	

●佐賀県告示第二百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年四月十一日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（佐賀地区）

三 事業施行期間

昭和四十七年三月八日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●佐賀県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年四月十一日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（大和地区）

平成十三年一月十七日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十三年佐賀県告示第十号の事業地に佐賀市大和町大字尼寺字四本松、字前田、字野田、字宝満、字一本木、字国尺、字市ノ江、字岡裏及び字若宮並びに大字久池井字二本柳、字福島、字吉田、字三本柳、字五本柳、字六本柳、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松、字一本杉、字二本杉、字三本杉及び字四本杉を加え、佐賀市大和町大字尼寺字納所、字印鑰、字館、字真島、字井釜、字一本松、字二本松、字西土井外及び字三本松地内において事業地を変更する。

●佐賀県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年四月十一日から平成十九年五月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類及び路線名	区間	道路の区域
一般国道 二〇四号	前 後	変更前の別 後 幅員 メートル
東松浦郡玄海町大字今村字今村 六〇七七番五地先から 東松浦郡玄海町大字今村字尾の 前六九四一一番一地先まで 東松浦郡玄海町大字今村字今村 六〇七七番五地先から 東松浦郡玄海町大字今村字尾の 前六九四一一番一地先まで	九・二 二〇・五	九・七 二六・〇
前	九・二 二〇・五	三〇五・〇
三〇五・六		

○ 公 告

佐賀県労働委員会の第36期使用者委員 上田正弘の辞任に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠の使用者委員の候補者の推薦を求ることとし、推薦に係る手続きを次のように定めたので公告する。

平成19年4月11日

佐賀県知事 古川康

1 推薦に係る提出書類

- (1) 推薦書（様式）
- (2) 被候補者の履歴書

(3) 佐賀県労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

2 推薦に係る書類の提出期限

平成19年5月11日

3 推薦に係る書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

様式

年　月　日

佐賀県知事　古川　康　様

使用者団体名

印

代表者氏名

印

佐賀県労働委員会の使用者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、
使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年　齢	現　職	略　歴

注 1 推薦資格を有する使用者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるもの又は
業務の主な部分を占めているものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しない者であること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

平成19年4月11日(水)

佐賀県公報

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

伊万里市大川町山口、立川及び大川野の各一部、大川町東田代並びに南波多町古川

（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成19年4月11日

5 認証年月日

1 調査を行った者の名称 多久市	佐賀県知事 古川 康
2 調査を行った時期 平成17年7月20日から平成19年2月14日まで	平成19年4月11日
3 成果の名称 多久市の地籍図及び地籍簿	佐賀県知事 古川 康
4 調査を行った地域 多久市北多久町大字小侍の一部	基山町
5 認証年月日 平成19年4月11日	平成17年5月12日から平成19年2月14日まで
<hr/>	
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。	
1 調査を行った者の中の名称 伊万里市	佐賀県知事 古川 康
2 調査を行った時期 平成17年5月23日から平成19年2月1日まで	平成19年4月11日
3 成果の名称 伊万里市の地籍図及び地籍簿	佐賀県知事 古川 康
4 調査を行った地域	みやき町
<hr/>	
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。	
1 調査を行った者の名称 みやき町	みやき町
2 調査を行った時期	平成19年4月11日

3 成果の名称	みやき町の地籍図及び地籍簿等
4 調査を行った地域	みやき町大字原古賀の一部
5 認証年月日	平成19年4月11日
6 平成17年5月9日から平成19年2月6日まで	
1 講習に係る警備業務の区分及び期日	<p>(1) 区分</p> <p>ア 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）</p> <p>(2) 期日</p> <p>平成19年5月16日（水曜日）から平成19年5月22日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）</p>
2 實施場所	株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）
3 受講対象者	<p>受講申込時において、警備業務の区分（1の(1)の警備業務の区分をいう。以下同じ。）に応じ、次の各号のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p>
7 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。	平成19年4月11日

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則
(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1
条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)

に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、

継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講定員

- (1) 2号警備業務
10人(予定。先着順とする。)
- (2) 3号警備業務
10人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年4月20日(金曜日)から平成19年4月26日(木曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・

刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内

いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)

なお、郵送による申込みは受け付けません。

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面

(ア) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する

警備業者等が作成する書面及び履歴書

(イ) 前記3の(2)に該当する者は、検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
(ウ) 前記3の(3)に該当する者は、検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

(エ) 前記3の(4)に該当する者は、旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
(オ) 前記3の(5)に該当する者は、旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

6 講習手数料等

- (1) 講習手数料は、38,000円です。
- (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034) 又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)及び附則第2条の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施します。

平成19年4月11日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

(2) 期日

平成19年5月21日(月曜日)及び平成19年5月22日(火曜日)の2日間

(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所
株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

(1) 追加取得講習
受講申込において、2号警備業務又は3号警備業務以外の警備業務に

係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項

の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者

証」という。)を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当するものを対象として行います。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分(1の(1)の警備業務の区分をいう。以下同じ。)に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)

第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習

旧資格者証を有する者であって、佐賀県内に住所を有し、又は佐賀県内の営業所に所属しているもの

4 受講定員

(1) 追加取得講習
ア 2号警備業務

10人（予定。先着順とする。）
3号警備業務

10人（予定。先着順とする。）
10人（予定。先着順とする。）

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
なお、郵送による申込みは受け付けません。

(2) 特例措置講習

ア 2号警備業務

40人（予定。先着順とする。）

イ 3号警備業務

30人（予定。先着順とする。）

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

ア 追加取得講習

平成19年4月20日（金曜日）から平成19年4月26日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 特例措置講習

(ア) 2号警備業務

平成19年4月23日（月曜日）から平成19年4月27日（金曜日）までの午前8時30分から午後5時まで

(イ) 3号警備業務

平成19年4月24日（火曜日）から平成19年5月1日（火曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 申込先

ア 追加取得講習

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）

イ 特例措置講習

(3) 提出書類

ア 追加取得講習

(ア) 受講申込書

(イ) 資格者証等の写し

(ウ) 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面

a 前記3の(1)のアに該当する者は、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを

証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

b 前記3の(1)のイに該当する者は、検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の

写し

c 前記3の(1)のウに該当する者は、2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

d 前記3の(1)のエに該当する者は、旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

e 前記3の(1)のオに該当する者は、旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格

証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

イ 特例措置講習

- (ア) 受講申込書
 (イ) 旧資格者証の写し
 (ウ) 佐賀県内に住所を有し、又は佐賀県内の営業所に所属していることを確認する書面

6 講習手数料等

- (1) 講習手数料は、14,000円です。
 (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

- (1) 持参する物
 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。
 (2) 問い合わせ先
 佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）